

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-479 改1
提出年月日	平成30年8月21日

V-1-10-6 本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画
放射性廃棄物の廃棄施設

施設ごとの設計及び工事に係る
品質管理の方法等に関する実績又は計画について

1. 概要

本資料は、本文「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項」に基づく「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスの実績，工事及び検査に係るプロセスの計画について説明するものである。

2. 基本方針

東海第二発電所における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計に係るプロセスとその実績について、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に示した設計の段階ごとに、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動実績について説明する。

工事及び検査に関する計画として、組織内外の部門関係，進捗実績及び具体的な活動計画について説明する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について説明する。

3. 設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画

「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に基づき実施した、東海第二発電所における「放射性廃棄物の廃棄施設」の設計の実績，工事及び検査の計画について、「本工事計画に係る設計の実績，工事及び検査の計画」により示す。

また、適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレードと実績について、「適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）」により示す。

本工事計画に係る設計の実績、工事及び検査の計画【放射性廃棄物の廃棄施設】

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所			
設計	適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化		-	◎	○	新規制基準への適合に必要な設計の要求事項を、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」に示す事項とした。	記録等 -
設計	各条文的対称に必要な適合性確認対象設備の選定		-	◎	○	保守総括グループマネージャは、V-1-10-1の「3.3.2 各条文的対称に必要な適合性確認対象設備の選定」に基づき、設置許可基準規則、技術基準規則と過去の指針等（「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」及び解説、並びに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び解説）と比較して追加又は変更された要求事項を満足するために必要な設備又は運用をインプットとして、設計基準対象施設と重大事故等対処設備に係る機能ごとに「放射性廃棄物の廃棄施設」を抽出し、その結果をアウトプットとして様式-2に整理した。	・様式-2 設備リスト
設計	基本設計方針の作成（設計1）					保守総括グループマネージャは、様式-2について、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記している設計に必要な要求事項が適切か、またこの要求事項に対して必要な機器等が抜けなく抽出されているかの観点でレビューし、承認した。	・様式-3 技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方 ・様式-4 施設と条文の対比一覧表 ・様式-5 工認添付書類星取表 ・様式-6 各条文的設計の考え方 ・様式-7 要求事項との対比表
設計			-	◎	○	保守総括グループマネージャは、様式-3をインプットとして、条文と施設の間関係を一覧に整理し、アウトプットとして様式-4に取りまとめた。 保守総括グループマネージャは、実用炉規則別表第二、技術基準規則、様式-2及び様式-4をインプットとして、抽出した機器を実用炉規則別表第二の施設区分ごとに並べ替えるとともに、各機器に適用される技術基準規則の条文及び条ごとに詳細な検討が必要となる項目を整理し、アウトプットとして、工認書類と本工事計画の間関係を様式-5に取りまとめた。 保守総括グループマネージャは、設置許可基準規則、技術基準規則及び設置変更許可申請書をインプットとして、V-1-10-1の「3.3.1 適合性確認対象設備に対する要求事項の明確化」で明記した要求事項を満たすために必要な基本設計方針を策定し、アウトプットとして、各条文的設計の考え方を様式-6に要求事項との対比を明示した基本設計方針を様式-7に取りまとめた。	
						保守総括グループマネージャは、基本設計方針、設置変更許可申請書をインプットとして、既工認や他プラントの状況を参考にして、各機器の耐震重要度分類、機器クラス、兼用する際の登録の考え方や適合性確認対象設備に必要な工認書類との関連をアウトプットとして様式-5に取りまとめた。	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所			
設計						<p>保守総括グループマネージャは、様式-2 で抽出した機器に対し、詳細な検討が必要となる設計の要求事項を明記している様式-5 及び基本設計方針をインプットとして、該当する条文の基本設計方針に対する適合性を確保するための詳細設計を実施し、その結果をアウトプットとして様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄に取りまとめた。</p> <p>保守総括グループマネージャは、「運用要求」に分類した基本設計方針を取りまとめ、(発電管理室) プラント管理グループマネージャに必要な検討を依頼した。</p> <p>保守総括グループマネージャは、取りまとめた様式-8 の「工認設計結果 (要目表/設計方針)」欄について V-1-10-1 の「3.3.3 (1) 基本設計方針の作成 (設計1)」で明記している条文ごとの基本設計方針に対する必要な設計が行われているか、詳細な検討が必要事項について設計が行われているかの2つの観点で確認した。</p> <p>基本設計方針の設計要求事項ごとの詳細設計の実績を、その実績のレビュー、設計の体制及び外部との情報伝達に関する実施状況を含めて、以下の「1.」以降に示す。(【 】は、本工事計画内の資料との関連)</p>	<p>様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表</p>
設計			○	◎	○	<p>1. 共通的に適用される設計 共通的に適用される設計項目に対する設計を、以下に示すとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則第4条 (設計基準対象施設の地盤) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「2. 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の地盤の設計」で実施した。 ・技術基準規則第5条 (設計基準対象施設の地震による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「4. 地震による損傷防止に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第6条 (設計基準対象施設の津波による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「5. 津波による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第7条 (外部からの衝撃による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「6. 自然現象等への配慮に関する設計」で実施した。 ・技術基準規則第9条 (発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「8. 不法な侵入等の防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第11条 (設計基準対象施設の火災による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「9. 火災による損傷の防止」で実施した。 ・技術基準規則第12条 (発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「10. 溢水による損傷防止設計」で実施した。 ・技術基準規則第13条 (安全避難通路等) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「13. 安全避難通路等に係る設計」及び「14. 非常用照明に係る設計」で実施した。 ・技術基準規則第14条 (安全設備) の適合に必要な設計を V-1-10-4 の「11. 健全性に係る設計」で実施した。 	「原子炉冷却系統施設」参照

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係		実績 (○)計画 (△)計画	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者			
設計 3.3.3 (2)						<p>業務実績又は業務計画</p> <p>記録等</p> <p>設計資料 (放射性廃棄物の廃棄施設)</p>	

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○)計画 (△)計画	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所 供給者			
設計 3.3.3 (2)						<p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>a. 耐震評価 機械グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」に示すとおり実施した。</p> <p>b. 強度評価 機械グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」に示すとおり実施した。</p> <p>【要目表】【機器の配置を明示した図面】【系統図】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】</p>	
			◎	-	○		<p>3. 格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパに関する設計 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパに関する設計を以下に示すとおり実施した。</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、本工事計画に必要な設計を行うための調達文書を作成し、V-1-10-1の「3.5 本工事計画における調達管理の方法」に基づく調達管理を実施した。 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、委託の中で供給者に対し、格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパに関する設計の実施を要求した。 供給者は、(発電管理室) 機械設備グループマネージャからの要求を受けて、当社から提出した基本設計方針、既工認、設置変更許可申請書、設備図書及び供給者が所有する適用可能な図書をインプットとして、格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパの系統構成を明確にしようとして、放射性廃棄物の廃棄施設及び原子炉格納施設を兼用する場合においても必要な機能を満足できることを確認し、設備仕様、設定根拠、構造図及び配置図に取りまとめた。 供給者は、取りまとめたこれらの結果について、(発電管理室) 機械設備グループマネージャに基本設計方針の要求事項を満たす設計となっていることの確認を受け、アウトプットとして業務報告書を作成し、当社に提出した。 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、供給者が提出した業務報告書を確認した。 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパの設計結果及び業務報告書をインプットとして、格納容器機器ドレンサンパ及び格納容器床ドレンサンパに関する設計が基本設計方針の要求を満たしていることを確認し、その結果をアウトプットとして設計資料に取りまとめた。 (発電管理室) 機械設備グループマネージャは、取りまとめた設計資料をレビューし、承認した。</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所		記録等		
						業務実績又は業務計画		
						(2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価 (発電管理室) 機械グループマネージャは、耐震評価をV-1-10-4の「4. 地震による損傷防止に関する設計」に示すとおり実施した。 b. 強度評価 (発電管理室) 機械グループマネージャは、強度評価をV-1-10-4の「12. 材料及び構造に係る設計」に示すとおり実施した。 【要目表】【機器の配置を明示した図面】【耐震性に関する説明書】【強度に関する説明書】		
設計 3.3.3 (3)	設計のアウトプットに対する検証		◎	◎	○	設計を主管するグループのマネージャは、V-1-10-1の「3.3.3(1) 基本設計方針の作成(設計1)」及びV-1-10-1の「3.3.3(2) 適合性確認対象設備の各条文への適合性を確保するための設計(設計2)」に基づき作成した設計資料について、原設計者以外の者に検証を実施させ、承認した。		設計資料(放射性廃棄物の廃棄施設)
設計 3.3.3 (4)	工事計画認可申請書の作成		◎	◎	○	設計を主管するグループのマネージャは、V-1-10-1の「3.3.3(4) 工事計画認可申請書の作成」に基づき、適用される要求事項の抜けがないように管理して作成した基本設計方針(設計1)及び適用される技術基準の条項に対応した基本設計方針を用いて実施した詳細設計の結果(設計2)をもとに工事計画として整理することにより本工事計画認可申請書を作成した。 設計を主管するグループのマネージャは、V-1-10-1の「3.3.3(4)d. 工事計画認可申請書のチェック」に基づき、作成した工事計画認可申請書について、確認を行った。		工事計画認可申請書
設計 3.3.3 (5)	工事計画認可申請書の承認		○	◎	○	V-1-10-1の「3.3.3(3) 設計のアウトプットに対する検証」及びV-1-10-1の「3.3.3(4) d. 工事計画認可申請書のチェック」を実施した工事計画認可申請書について、保守総括グループマネージャは、設計を主管するグループのマネージャが作成した資料を取りまとめ、V-1-10-1の「3.3.3(5) 工事計画認可申請書の承認」に基づき、原子炉施設保安運営委員会へ付議し、審議及び確認を得た。 また、工事計画認可申請書の提出手続きを主管する(発電管理室) プラント管理グループマネージャは、原子力規制委員会及び経済産業大臣への提出手続きのため、発電管理室長の承認を得た。		原子炉施設保安運営委員会議事録

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎: 主担当 ○: 関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)	備考
	当社	供給者	本店	発電所			
3.4.1 3.4.2 3.4.3 3.4.4 工事 及 び 検 査			◎	○	△	<p>業務実績又は業務計画</p> <p>工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.1 本工事に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)」に基づき、本工事を計画するための具体的な設計を実施し、決定した具体的な設計結果を様式-8の「設備の具体的な設計結果」欄に取りまとめめる。</p> <p>工事を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.2 具体的な設備の設計に基づく工事の実施」に基づき、本工事を計画の対象となる設備の工事を実施する。</p> <p>工事を主管するグループのマネージャーは、本工事を申請時点で継続中の工事及び適合性確認検査の計画検討時に、追加工事が必要となった場合、V-1-10-1の「3.5 本工事に計画における調達管理の方法」に基づき、供給者から必要な調達を実施する。</p> <p>調達に当たっては、V-1-10-1の「3.5.3(1) 調達文書の作成」及び様式-8に基づき、必要な調達要求事項を「調達文書」へ明記し、供給者への情報伝達を確実に行う。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3 適合性確認検査の計画」に基づき、本工事を計画の対象設備が、技術基準規則の要求を満たした設計の結果である本工事に適合していることを確認するための適合性確認検査を計画する。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査の計画に当たってV-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」に基づき、検査項目及び検査方法、判定基準、並びに代替検査で行う場合の確認方法及び判定基準を判断するための方法を決定した理由を決定し、様式-8の「確認方法」欄へ明記する。</p> <p>検査の取りまとめを主管するグループのマネージャーは、適合性確認検査を実施するための全体工程をV-1-10-1の「3.4.4 検査計画の管理」に基づき管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式-8 基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 検査計画 調達文書
	3.4.5 3.4.6 3.4.7 工事 及 び 検 査			◎	○	△	<p>検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.3(1) 適合性確認検査の方法の決定」で計画した適合性確認検査を実施するため、V-1-10-1の「3.4.5(1) 適合性確認検査の検査要領書の作成」に基づき、以下の項目を明確にした「検査要領書」を作成し、主任技術者の確認及び品質保証責任者の審査を経て制定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査目的、検査対象範囲、検査項目、検査方法、判定基準、検査体制、不適合管理、検査手順、検査工程、検査概要、検査用計器一覧、検査成績書の事項 <p>工事又は検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.6.2 識別管理及び追跡可能性」に基づき、適合性確認検査対象設備を識別する。</p> <p>検査を主管するグループのマネージャーは、V-1-10-1の「3.4.5(3) 適合性確認検査の体制」に基づき、適合性確認検査の体制を構成する。</p> <p>検査員は、V-1-10-1の「3.4.5(4) 適合性確認検査の実施」に基づき、「検査要領書」に基づき確立された検査体制の下で適合性確認検査を実施し、その結果を検査実施責任者に報告する。</p>

各段階	設計、工事及び検査の業務フロー		組織内外の部門間の相互関係 ◎:主担当 ○:関連		実績 (○) / 計画 (△)	実施内容 (設計、工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する活動の実施結果)		備考
	当社	供給者	本店	発電所		供給者	記録等	
							業務実績又は業務計画 報告を受けた検査実施責任者は、適合性確認検査が検査要領書に基づき適切に実施されたこと及び検査結果が判定基準に適合していることを確認したのち、検査を主管するグループのマネージャー及び主任技術者に報告する。	

-----▶ : 必要に応じ実施する。

適合性確認対象設備ごとの調達に係る管理のグレード及び実績（設備関係）

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	本文品質保証計画 「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画 「7.4 調達」の適用有無	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備	一	固体廃棄物貯蔵タンク	ポンプ	使用済粉末樹脂ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					使用済粉末樹脂デカントポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
			容器	使用済樹脂貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				クラッドスラリタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				使用済粉末樹脂貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
	気体、液体又は固体廃棄物処理系	一	ろ過装置	熱交換器	排ガス復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
				排ガス前置除湿器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガス加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			容器	排ガス再結合器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス気水分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス前置フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				気水分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス後置除湿器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガスメッシュフィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス活性炭ベッド	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガスメッシュフィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガス気水分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガス油分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガスフィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			主配管	排ガス空気抽出器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス消音器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガス消音器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				蒸気式空気抽出器出口弁及び弁 6-23V33 ～ 排ガス予熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス予熱器 ～ 排ガス再結合器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス再結合器 ～ 排ガス復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス復水器 ～ 排ガス気水分離器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス気水分離器 ～ 排ガス前置フィルタ (排ガス減衰管を除く)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス減衰管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス前置フィルタ ～ 排ガス後置フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス後置フィルタ ～ 排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				排ガス後置除湿器 ～ 再生ガスブロウ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				再生ガスブロウ ～ 排ガス後置除湿器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
	機器ドレン処理系	一		ポンプ	廃棄物処理機械機器ドレンサンプポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
					廃液フィルタ保持ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象
					ブリコートポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象
			容器	廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無 本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無 本文品質保証計画	備考			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	機器ドレン処理系	容器	サージタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水サンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃棄物処理建屋機器ドレンサンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					電磁ろ過器供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					機器ドレン処理水タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					ブリコートタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				格納容器機器ドレンサンプル	B	○	-		
				ろ過装置	電磁ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					超ろ過器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				主要弁	G13-F132	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					G13-F133	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				主配管	格納容器機器ドレンサンプル ~ 格納容器機器ドレンサンプル出口配管分岐点	B	○	-	
					格納容器機器ドレンサンプル出口配管分岐点 ~ 格納容器機器ドレンサンプルスリット	B	○	-	
					格納容器機器ドレンサンプルスリット ~ 格納容器機器ドレン配管分岐点	B	○	-	
					格納容器機器ドレン配管分岐点 ~ 原子炉格納容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					原子炉格納容器 ~ 弁 G13-F132	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					弁 G13-F132 ~ 原子炉棟機器ドレンサンプル	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					原子炉棟機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					タービン建屋機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃棄物処理棟機器ドレンサンプルポンプ ~ 廃液収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液収集タンク ~ 廃液収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液収集ポンプ ~ 廃液収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象		
					サージタンク A ~ サージポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージポンプ A ~ 廃液収集ポンプ吐出管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージタンク B ~ サージポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					サージポンプ B ~ 床ドレン収集ポンプ吐出管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液脱塩器入口管合流点 ~ 廃液脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象		
					廃液脱塩器入口管合流点 ~ 床ドレン収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象		
					廃液脱塩器 ~ 廃液サンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液サンプルタンク ~ 廃液サンプルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					廃液サンプルポンプ ~ 放射性廃棄物処理系配管取合点(補給水系)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水収集タンク ~ 凝縮水収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝縮水収集ポンプ ~ 廃液収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給タンク ~ 凝集装置供給ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
					凝集装置供給ポンプ ~ 凝集沈澱装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			

設備区分/系統/機器区分	機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	「7.4 調達」の適用有無	備考
放射線廃棄物の廃棄施設 気体、液体又は固体廃棄物処理設備 液体廃棄物処理系	凝集沈澱装置 ~ 廃液収集タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	廃液収集ポンプ吐出管合流点 ~ 電磁ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。一部撤去対象
	電磁ろ過器供給タンク入口管分岐点 ~ 廃液フィルタ B 入口管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。撤去対象
	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ A ~ 電磁ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ B ~ 廃棄物処理建屋機器ドレンサンプポンプ A 出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	弁 NR24-F007A ~ 電磁ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	弁 NR24-F007B ~ 使用済樹脂貯蔵タンク B デカント水出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	電磁ろ過器供給タンク ~ 機器ドレン樹脂分離器 A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	機器ドレン樹脂分離器 A ~ 電磁ろ過器 A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	電磁ろ過器供給タンク出口管分岐点 ~ 機器ドレン樹脂分離器 B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	機器ドレン樹脂分離器 B ~ 電磁ろ過器 B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	電磁ろ過器 A ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	電磁ろ過器 B ~ 電磁ろ過器 A 出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給タンク ~ 超ろ過器 A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給ポンプ A 入口管分岐点 ~ 超ろ過器 B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給ポンプ A 入口管分岐点 ~ 超ろ過器 C				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給ポンプ A 入口管分岐点 ~ 超ろ過器 D				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給ポンプ D 入口管分岐点 ~ 超ろ過器 E				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器供給ポンプ E 入口管分岐点 ~ 超ろ過器 F				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 A ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 B ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 C ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 D ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 E ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 F ~ 超ろ過器供給タンク				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 A ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 B ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 C ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 D ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 E ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器 F ~ 超ろ過器出口集管				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	超ろ過器出口集管 ~ 機器ドレン処理水タンク A				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	弁 NR21-F021 ~ 機器ドレン処理水タンク B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	機器ドレン処理水タンク A ~ 廃液脱塩器入口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。一部撤去対象
	廃液フィルタ B 出口管 ~ 機器ドレン処理水ポンプ出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。撤去対象
	機器ドレン処理水タンク B ~ 機器ドレン処理水タンク A 出口管合流点				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。
	機器ドレン樹脂分離器 A ~ 使用済樹脂貯蔵タンク B				既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無 本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無 本文品質保証計画	備考				
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	機器ドレン処理系	主配管	機器ドレン樹脂分離器 B ～ 機器ドレン樹脂分離器 A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					使用済樹脂貯蔵タンク B 入口管分岐点 ～ 使用済樹脂貯蔵タンク C (機器ドレン樹脂分離器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					電磁ろ過器 A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					電磁ろ過器 B 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリタンク A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク B (電磁ろ過器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					超ろ過器供給タンク 出口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					超ろ過器供給ポンプ A 入口管分岐点 ～ 電磁ろ過器 A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					電磁ろ過器循環供給ポンプ 出口管分岐点 ～ 電磁ろ過器 B 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリタンク A ～ クラッドスラリ上澄水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリタンク B ～ クラッドスラリタンク A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ上澄水受タンク ～ クラッドスラリ濃縮器加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器加熱器 ～ クラッドスラリ濃縮器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器 ～ クラッドスラリ濃縮器デミスタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器デミスタ ～ クラッドスラリ濃縮器復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器復水器 ～ 機器ドレン処理水タンク A 入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器 ～ クラッドスラリ濃縮器循環ポンプ入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリ濃縮器循環ポンプ入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					クラッドスラリタンク A 入口管分岐点 ～ クラッドスラリタンク B (クラッドスラリ濃縮器側)	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
					床ドレン処理系	ポンプ	廃棄物処理棟床ドレンサンパポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
							床ドレンフィルタ保持ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象	
						容器	床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
							床ドレンサンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
						貯蔵槽	格納容器床ドレンサンパ	B	○	-
						ろ過装置	床ドレンフィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象	
						主要弁	G13-F129	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
							G13-F130	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
						主配管	格納容器床ドレンサンパ導入管	B	○	-
格納容器床ドレンサンパスリット ～ 格納容器床ドレン配管分岐点	B	○	-							
格納容器床ドレン配管分岐点 ～ 原子炉格納容器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
原子炉格納容器 ～ 弁 G13-F129	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
弁 G13-F129 ～ 原子炉棟床ドレンサンパ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
原子炉棟床ドレンサンパポンプ ～ 床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
タービン建屋床ドレンサンパポンプ ～ 床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
廃棄物処理棟床ドレンサンパポンプ ～ 床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
床ドレン収集タンク ～ 床ドレン収集ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。									
床ドレン収集ポンプ ～ 床ドレン収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象								
床ドレン収集ポンプ吐出管分岐点 ～ 廃液収集ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象								

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無 本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無 本文品質保証計画	備考	
放射線廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	液体廃棄物処理系	床ドレン処理系	主配管	床ドレン収集ポンプ吐出管合流点 ~ 床ドレンサンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象
					床ドレンサンプルタンク ~ 床ドレンサンプルポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
床ドレンサンプルポンプ ~ 廃液中和タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
床ドレンサンプルポンプ出口分岐点(床ドレン収集タンク戻り) ~ 床ドレン収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
廃棄物処理建屋床ドレンサンプルポンプ A ~ 床ドレン収集タンク入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
廃棄物処理建屋床ドレンサンプルポンプ B ~ 廃棄物処理建屋床ドレンサンプルポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
		再生廃液処理系	熱交換器	廃液濃縮器加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
	容器		廃液中和タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプルタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			ろ過装置	廃液濃縮器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			主配管	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプルポンプ A ~ 廃液中和タンク入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプルポンプ B ~ 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプルポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃棄物処理棟高電導度ドレンサンプルポンプ ~ 廃液中和タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液中和タンク入口管 ~ 廃液中和タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液中和タンク ~ 廃液濃縮器供給ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器供給ポンプ ~ 弁 G13-F1612A,B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				弁 G13-F1612A ~ 廃液濃縮器循環ポンプ A 吸込管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				弁 G13-F1612B ~ 廃液濃縮器循環ポンプ B 吸込管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器 A ~ 廃液濃縮器循環ポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器 B ~ 廃液濃縮器循環ポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器循環ポンプ A ~ 廃液濃縮器加熱器 A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器循環ポンプ B ~ 廃液濃縮器加熱器 B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器加熱器 A ~ 廃液濃縮器 A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器加熱器 B ~ 廃液濃縮器 B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器 A ~ 廃液濃縮器復水器 A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器 B ~ 廃液濃縮器復水器 B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器復水器 A ~ 凝縮水収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器復水器 B ~ 凝縮水収集タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				廃液濃縮器循環ポンプ ~ 濃縮廃液貯蔵タンクヘッダ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
				濃縮廃液貯蔵タンクヘッダ ~ 濃縮廃液貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
	固体廃棄物処理系	熱交換器	蒸気加熱器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
タンクバント冷却器			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
ポンプ		廃液中和スラッジ受ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象			
		ミキサー洗浄ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象			
容器		廃液フィルタ逆洗水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		床ドレンフィルタ逆洗水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無 本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無 本文品質保証計画	備考		
放射線廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	容器	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆流水受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液スラッジ貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				床ドレンスラッジ貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				濃縮廃液貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				使用済樹脂貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				使用済粉末樹脂貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				廃液中和スラッジ受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				濃縮廃液計量タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				ミキサー洗浄タンク B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				バッチタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				スラッジ計量ホッパー	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				チャージホッパー	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				苛性溶液タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				セメントサイロ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				セメント計量ホッパー	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				固体廃棄物処理系	主配管	廃液フィルタ逆流水受タンク ~ 廃液フィルタ逆流水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
						廃液フィルタ逆流水ポンプ ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	
	廃液スラッジ貯蔵タンク入口管 ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	床ドレンフィルタ逆流水受タンク ~ 床ドレンフィルタ逆流水ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	床ドレンフィルタ逆流水ポンプ ~ 床ドレンスラッジ貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆流水受タンク ~ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆流水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆流水移送ポンプ ~ 燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器逆流水移送配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	燃料プール冷却浄化系フィルタ脱塩器逆流水移送配管合流点 ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	フィルタ脱塩器逆流水受タンク ~ フィルタ脱塩器逆流水移送ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	フィルタ脱塩器逆流水移送ポンプ ~ 原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆流水移送配管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管 ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	使用済樹脂貯蔵タンク ~ 使用済樹脂ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	廃液スラッジ貯蔵タンク ~ 廃液スラッジポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	床ドレンスラッジ貯蔵タンク ~ 床ドレンスラッジポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	使用済粉末樹脂貯蔵タンク ~ 使用済粉末樹脂ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	使用済樹脂ポンプ ~ 廃液スラッジ貯蔵タンク入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象					
	廃液スラッジポンプ ~ 使用済樹脂ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	床ドレンスラッジポンプ ~ 使用済樹脂ポンプ吐出管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。						
	使用済粉末樹脂ポンプ ~ 使用済粉末樹脂貯蔵タンク入口管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象					
濃縮廃液貯蔵タンク ~ 濃縮廃液ポンプ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。							

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無 本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無 本文品質保証計画	備考		
放射性廃棄物の廃棄施設	気体、液体又は固体廃棄物処理設備	固体廃棄物処理系	主配管	濃縮廃液ポンプ ~ 濃縮廃液ポンプ出口管分岐部	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	一部撤去対象		
				濃縮廃液計量タンク ~ アウトドラムミキサー	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				減容機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				遠心分離機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				スラッジコンベヤ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				アウトドラムミキサー	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				セメントコンベヤ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				ドラムコンベヤ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				ミキサー洗浄タンク A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。	撤去対象		
				減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器				
			使用済樹脂移送系	主配管	使用済樹脂貯蔵タンク入口管分岐点 ~ 使用済樹脂貯蔵タンク B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク B 入口管分岐点 ~ 使用済樹脂貯蔵タンク C	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク B ~ 弁 NR24-F007A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					使用済樹脂貯蔵タンク C ~ 弁 NR24-F007B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
			濃縮廃液減容固化系	主配管	濃縮廃液ポンプ出口管分岐部 ~ 濃縮廃液受タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液受タンク ~ 減容固化系移送ポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系移送ポンプ A ~ 減容固化系供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					濃縮廃液受タンク出口管分岐点 ~ 減容固化系移送ポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系移送ポンプ B ~ 減容固化系移送ポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系供給タンク ~ 減容固化系乾燥機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系供給タンク出口管分岐点 ~ 減容固化系循環ポンプ A	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ A ~ 減容固化系供給タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ A 入口管分岐点 ~ 減容固化系循環ポンプ B	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系循環ポンプ B ~ 減容固化系循環ポンプ A 出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機 ~ 減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系ミストセパレータ ~ 減容固化系デミスタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系デミスタ ~ 減容固化系乾燥機復水器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機復水器 ~ 減容固化系乾燥機排気ブロウ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機復水器 ~ 減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系ミストセパレータ ~ 減容固化系溶解タンク入口集合管	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系溶解タンク入口集合管 ~ 減容固化系溶解タンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系溶解タンク ~ 廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系乾燥機 ~ 減容固化系水分計ホッパ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系水分計ホッパ ~ 弁 NR23-F018	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					弁 NR23-F018 ~ 減容固化系造粒機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系造粒機 ~ 減容固化系トロンメル	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系トロンメル ~ 減容固化系ベレットホッパ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		
					減容固化系ベレットホッパ ~ 減容固化系ベレット充填装置	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。		

設備区分/系統/機器区分		機器名	重要度分類	「7.3 設計・開発」の適用有無	本文品質保証計画	「7.4 調達」の適用有無	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物処理系	濃縮廃液減容固化系	主配管	減容固化系造粒機 ~ 減容固化系粒子フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				減容固化系ペレットホッパ ~ 減容固化系粒子フィルタ入口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				減容固化系トロンメル ~ 減容固化系ペレットホッパ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				減容固化系粒子フィルタ ~ 減容固化系高性能粒子フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
				減容固化系高性能粒子フィルタ ~ 減容固化系粒子プロウ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器	減容固化系乾燥機	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			減容固化系ミストセパレータ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		雑固体廃棄物焼却設備	容器	廃油タンク（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
			主配管	廃油タンク ~ 廃油バーナ（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
		雑固体減容処理設備	主配管	高周波熔融炉 ~ 熔融炉2次燃焼器（東海、東海第二発電所共用）	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
	熔融炉2次燃焼器燃焼室 ~ 熔融炉2次燃焼器（東海、東海第二発電所共用）			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	熔融炉2次燃焼器 ~ 熔融炉排ガス冷却器（東海、東海第二発電所共用）			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	熔融炉排ガス冷却器 ~ 空気混合部（東海、東海第二発電所共用）			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	空気混合部 ~ 熔融炉セラミックフィルタ（東海、東海第二発電所共用）			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	熔融炉セラミックフィルタ ~ 熔融炉排ガスフィルタ（東海、東海第二発電所共用）			既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	サイトバンカプール水浄化系	ろ過装置	ブル水脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
		主配管	サイトバンカプール ~ スキマサージタンク	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			スキマサージタンク ~ ブール水浄化フィルタ	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			スキマサージタンク出口管分岐点 ~ ブール水浄化ポンプA出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ブル水浄化フィルタ ~ サイトバンカプール	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ブル水浄化フィルタ出口管分岐点 ~ ブール水脱塩器	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
			ブル水脱塩器 ~ ブール水浄化フィルタ出口管合流点	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。				
	その他	その他（排気筒）	排気筒	主排気筒	既設設備であり、当時の調達管理に基づき実施している。			
非常用ガス処理系排気筒				A	O	-		